

各大学学長 様

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
事務局長 島田 英夫
(公印省略)

令和3年度「義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験」
の実施について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしのことについて、別添要綱により県内の社会福祉施設等での受入調整業務を行います。

つきましては、本県での介護等体験を希望する学生がいる場合は、下記の点にご留意の上、申込書をご提出くださるようお願いいたします。

記

1 介護等体験申込書の提出について

(1) 提出期限

令和3年6月30日（水）必着〔期限厳守〕

※7月中（第1～4週）に体験を希望する場合は、希望日の1か月以上前までにご提出ください。

(2) 提出書類

介護等体験申込書（様式1-①、1-②）

※上記様式は、別添「関係資料・様式集」の該当ページをコピーいただくか、本会ホームページ（「トピックス」→「令和3年度義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験の実施について」）からダウンロードしてください。

(3) 申込書の記入

別添要綱をご参照の上、必要事項をご記入ください。

2 留意事項

(1) 学生の体験先は、必ずしも希望に添えないことがあります。その場合は本会にて調整、決定させていただきますのでご了承ください。

(2) 今後の新型コロナウイルス感染状況により、実施期間など対応を変更することもあります。なお、参加申込みにあたっては、別紙「参加申込みにかかる留意事項について」をご覧ください。

【本件にかかるお問合せ先】

人材研修課 人材グループ 蟹瀬
〒910-8516 福井市光陽 2-3-22
TEL 0776-21-2294/FAX 0776-24-4187
E-mail jinzai-center@f-shakyo.or.jp

令和3年度「義務教育教員免許志願者に対する社会福祉施設等における介護等体験」
参加申込みにかかる留意事項について

今般の新型コロナウイルス感染状況等をふまえ、福祉施設等における職員や利用者の方々への感染を防ぐため、今年度、標記事業については下記のとおり取り扱うことといたしますので、体験申込希望の学生がいる場合は、下記の点にご留意いただき参加申込みください。

なお、今後も情勢の推移を踏まえ、柔軟に対応するため、本取扱いは変更する場合がありますのでご了承ください。

1 体験受入期間

原則として、令和3年7月5日（月）から令和4年2月25日（金）までとします。

2 申込期限

令和3年6月30日（水） ※都合により、申込みが間に合わない場合はご相談ください。

3 体験費用

体験費用の支払いについては、後日あらためてご連絡させていただきます。

4 受入の制限

(1) 受け入れ期間の短縮及び受入施設の減により、受入人数を制限することがあります。卒業年次の学生など介護等体験を次年度に実施することができない事情の学生の受入を優先しますので、特記欄に事由を記入してください。（例 大学4年で今年度卒業するため。）

(2) 先日、法改正案と令和3年度分の代替措置の通知案が文部科学省から示されたところですが、今年度、代替措置の対応が可能な（又は検討予定あり）大学については、代替措置への対応をお願いする場合がございます。

5 実施内容

体験施設の感染防止策に従うほか、流行時期にあつては、施設利用者と直接接しない掃除、洗濯等の日常業務の補助等、受入施設の職員に必要とされる業務の補助等の体験内容を主として実施します。また、受入時間については、必要最低限時間（概ね5時間～6時間程度）とします。

6 コロナウイルス感染症予防

実施要綱「10 事故及び感染症等への対応 (3) 新型コロナウイルス感染症の予防について」をご確認ください。なお、学生の感染症対策について事前指導の徹底がされており、徹底されていることが確認できない大学においては全学生の体験を認めないことがあります。